

令和4年度答申第15号  
令和4年6月10日

諮問番号 令和4年度諮問第9号（令和4年4月28日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 最低賃金の減額の特例不許可処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）7条4号の規定に基づき、断続的労働に従事する者に対する最低賃金の減額の特例の許可申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が本件申請を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

- (1) 最低賃金法4条1項は、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと規定しているが、同法7条は、使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、同条各号に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額に

より同法4条の規定を適用すると規定している。そして、最低賃金法7条4号には、「軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者」が掲げられている。

- (2) 上記(1)の委任を受けて、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）3条2項は、最低賃金法7条4号の厚生労働省令で定める者は軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者とする規定し、最低賃金法施行規則4条1項は、最低賃金法7条の許可を受けようとする使用者は許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を經由して都道府県労働局長に提出しなければならないと規定している。
- (3) 最低賃金法7条の許可については、昭和34年10月28日付け基発第747号厚生労働省労働基準局長通達「最低賃金法第5条の現物給与等の適正評価基準及び同法第7条の最低賃金の減額の特例の許可基準について」が同条各号に掲げる労働者ごとに基準を定めており、断続的労働に従事する者についての許可基準は、「常態として作業が間欠的であるため労働時間中においても手待ち時間が多く実作業時間が少ない者であること」（以下「本件許可基準」という。）とされている（記第2の5）。

なお、断続的労働に従事する者とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）41条3号に規定する「断続的労働に従事する者」と同意であり（平成20年7月1日付け基勤勤発第0701002号厚生労働省労働基準局賃金課長通知「最低賃金法第7条の減額の特例許可事務マニュアルの作成について」の別添「最低賃金法第7条の減額の特例許可事務マニュアル」（以下「特例許可事務マニュアル」という。）のIVの5の(1)）、これには「寄宿舍の賄人等」が含まれるとされている（昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号労働省労働基準局長及び婦人局長連名通達「労働基準法関係解釈例規について」（以下「解釈例規」という。））。

- (4) 最低賃金法施行規則4条1項の許可申請書の受付については、特例許可事務マニュアルが次のように定めている（Ⅱの1の(3)）。

ア 断続的労働に従事する者に係る許可申請については、複数の減額対象労働者を包括した許可申請（以下「包括申請」という。）をすることができる。ただし、業務の種類及び労働の態様が複数の減額対象労働者の全てについて同一である場合に限る。

イ 包括申請を受け付ける際は、申請者に対し、包括申請に係る複数の減

額対象労働者の許可内容が全て同一となることを説明する。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和2年5月25日、審査請求人のB店（以下「本件店舗」という。）の所在地を管轄するC労働基準監督署長（以下「管轄庁」という。）を経由して、処分庁に対し、本件店舗において支配人業務に従事する二人の労働者（以下「本件各支配人」という。）について、本件各支配人は断続的労働に従事する者に当たるとして、最低賃金法7条4号の規定に基づき、最低賃金の減額の特例の許可申請（本件申請）をした。

（断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書）

- (2) 管轄庁は、令和2年6月10日及び同月18日、本件店舗の現地調査をした。ただし、本件店舗の現地調査においては、本件各支配人の実作業時間の実測はされていない。

（断続的労働に従事する者に係る最低賃金の減額の特例許可申請復命書、監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請に係る調査復命書）

- (3) 処分庁は、令和2年7月20日付けで、審査請求人に対し、「1 本件申請における対象労働者（中略）について、最低賃金法第7条、同法施行規則第3条第2項、第5条及び昭和34年10月28日付け基発第747号「最低賃金法第5条の現物給与等の適正評価基準及び同法第7条の最低賃金の減額の特例の許可基準」に示される断続的労働に従事する者であると認められない」及び「2 本件は包括申請であるにも関わらず、対象者2名の労働の態様が同一でない」との理由を付して、本件申請を不許可とする処分（本件不許可処分）をした。

（最低賃金の減額の特例不許可通知書）

- (4) 審査請求人は、令和2年10月12日、審査庁に対し、本件不許可処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和4年4月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

## 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、宿泊施設Dの企画立案及び経営・運営を主たる業務とし、いずれの店舗でも、支配人は同一の業務を行っているところ、他の店舗で

は、最低賃金の減額の特例の許可申請が許可されている。各店舗二人一組で勤務する支配人は、包括的に店舗の運営管理を任せられ、自分たちのペースで日常の業務を行っているため、効率的に作業を進める者とそうでない者とでは、同じ労働量であっても、労働時間に差が出ることは、当然である。店舗の規模及び支配人の勤務形態はほぼ同一であり、その労働負荷は大きくないにもかかわらず、他の店舗が許可となり、本件店舗が不許可となるのは、合理性を欠いているし、行政の対応として公平性を欠いている。ましてや、本件店舗は、他の店舗と比べて、客室の稼働率が高いわけではなく、本件各支配人の労働量が多いとはいえない。

(2) 処分庁は、本件各支配人の実作業時間は本件店舗の現地調査の際に本件各支配人が提出した各上申書（以下「本件各上申書」という。）に記載のとおりであり、本件各支配人の労働実態（実作業時間の合計）はそれぞれ505分（8時間25分）及び490分（8時間10分）であると認定しているが、本件各上申書に記載の実作業時間は、以下のとおり、本件店舗の性質等からして到底あり得ないものであるから、処分庁の上記認定には誤りがある。

#### ア 朝食の準備・片付け

いずれの店舗でも、朝食は、7時から9時までの間、パンやジュースを提供しているが、支配人の業務は、それらが不足した場合の補充や使用済みの食器を下げる程度である。本件店舗の客室は14室しかなく、その稼働率は1日当たり8.8室ないし8.03室であるから、本件各支配人がひっきりなしにパン等を補充しなければならないという事態は起こり得ない。したがって、朝食の準備・片付けに本件各支配人がそれぞれ90分及び60分も要することはない。

#### イ フロント業務

いずれの店舗でも、宿泊料は、前払が原則で、チェックイン時に受領し、鍵は、フロントに設置したキーボックスに顧客自らが返却する方式であるから、特段のフロント業務はない。電話や電子メールでの予約受付の業務を含めても、本件店舗の客室数及び客室の稼働率からして、フロント業務に本件各支配人がそれぞれ140分及び110分も要することはない。

#### ウ 清掃業務

処分庁は、本件各上申書に基づき、清掃業務の1日当たりの平均実作

業時間をそれぞれ210分及び240分と認定している。この実作業時間が本件店舗の全客室について清掃業務を実施した場合のものであるとすると、一つの客室の清掃に要する時間は、約32分ということになるが、本件店舗の客室の稼働率は、1日当たり8.8室ないし8.03室であるから、これを前提とすると、本件各支配人は、1部屋の清掃に51分ないし56分もかけていることになる。しかし、本件店舗の客室の広さは、いずれも約25平方メートルにすぎないから、汚れが激しい場合であっても、その清掃に要する時間は、30分程度である。また、連泊の場合には、リネン等の交換省略による1,000円割引サービスを利用する顧客もいるため、実際に清掃をする客室数は、更に少なくなる。そして、ラウンジや外回りなどの客室外の清掃業務もあるが、ラウンジや外回りは、それほど広いものではない。したがって、清掃業務に本件各支配人が合計450分も要することはない。

#### エ 庭の手入れ

本件店舗の庭は、面積が192平方メートル程度であり、庭の手入れは、雑草を抜いたり、水をやったりする程度で、毎日する必要はない。したがって、庭の手入れに60分も要することはない。

#### オ 買い出し

買い出しの対象は、パンやジュース、ポリ手袋、排水クリーナーなどの日用品であり、その品数は、非常に限定されている。そして、これらの品物は、本件店舗から道路を横断した場所にある店で全て購入することができる。したがって、買い出しに45分も要することはない。

- (3) 審査請求人は、令和2年5月、本件各支配人に対し、本件店舗に関する最低賃金の減額の特例の許可申請（本件申請）をすることを連絡したところ、本件各支配人は、賃金が低いなどとして、審査請求人の労働環境について異議を述べるようになり、同年9月、審査請求人に対し、違法な長時間労働をさせられているなどとして、時間外割増賃金の請求をしてきた。このように、審査請求人と本件各支配人は、対立関係にある。本件各支配人は、自らの時間外割増賃金の請求に正当な理由があるかのように装うため、本件店舗の現地調査において、実態とかけ離れた説明をしたものと思われる。処分庁が、審査請求人と対立関係にある本件各支配人の説明を検証することなく、そのままのみにして本件不許可処分をしたところに、本件の根本的な問題がある。

(4) したがって、本件不許可処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件各支配人は、解釈例規にいう「寄宿舎の賄人等」に含まれると考えられるから、本件の争点は、①本件各支配人が「常態として作業が間欠的であるため労働時間中においても手待ち時間が多く実作業時間が少ない者であること」という本件許可基準（上記第1の1の(3)）を満たしているか否か及び②包括申請であった本件申請が「業務の種類及び労働の態様が複数の減額対象労働者の全てについて同一である場合」という包括申請の要件（上記第1の1の(4)のア）を満たしていたか否かの2点である。

2 本件各支配人の本件許可基準該当性について

(1) 処分庁は、本件各支配人の実作業時間は本件各上申書に記載のとおりであり、本件各支配人の労働実態（実作業時間の合計）はそれぞれ8時間25分及び8時間10分であると認定しているが、本件申請に係る許可申請書によれば、本件各支配人の所定労働時間はそれぞれ10時間とされているから、本件各支配人の実作業時間は、手待ち時間を大きく超えている。

したがって、本件各支配人は、「常態として作業が間欠的であるため労働時間中においても手待ち時間が多く実作業時間が少ない者」という本件許可基準に該当していないから、処分庁が、本件各支配人が本件許可基準を満たしていないことを理由として、本件不許可処分をしたことは、妥当である。

(2) 審査請求人は、最低賃金の減額の特例の許可申請が他の店舗は許可となり、本件店舗は不許可となるのは、合理性を欠いているし、行政の対応として公平性を欠いていると主張する（上記第1の3の(1)）。

しかし、審査請求人によれば、各店舗の支配人の業務分担や労働時間の管理は支配人の自主性に任せ、審査請求人は労働時間の管理を行っていないとのことであるから、支配人の労働実態は店舗ごとに異なり、申請ごとに状況の異なる店舗の許可申請に対し、都道府県労働局長によって処分の結果が異なることはあり得ることである。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(3) 審査請求人は、本件各支配人の労働実態（実作業時間の合計）についての処分庁の認定には誤りがあると主張する（上記第1の3の(2)）。

しかし、その主張は、本件各上申書に記載の実作業時間が本件店舗の性質等からして到底あり得ないとの一般論をいうものにすぎず、具体性を欠

いているし、審査請求人は、支配人によって労働時間に差が生じることを認めている。そして、審査請求人は、処分庁に対し、標準的なタイムテーブル以外の資料を提出していないため、その主張の根拠となる資料もない。

したがって、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

- (4) 審査請求人は、審査請求人と対立関係にある本件各支配人の説明を検証することなく、そのままのみにして本件不許可処分をしたところに、本件の根本的な問題があると主張する（上記第1の3の(3)）。

しかし、標準的なタイムテーブルは、本件各支配人の労働実態を反映したものではないから、本件各支配人が審査請求人と対立関係にあるか否かにかかわらず、本件各支配人の労働実態を把握するため、本件店舗の現地調査を行い、本件各支配人から説明を受けてした本件不許可処分に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

### 3 本件申請の包括申請の要件該当性について

- (1) 特例許可事務マニュアルにおいて、包括申請は、「業務の種類及び労働の態様が複数の減額対象労働者の全てについて同一である場合」に限るとされているところ、処分庁が本件申請を受け付けた時点においては、本件各支配人の業務の種類及び労働の態様が同一でないことを確認することができなかった。

- (2) また、本件申請に係る許可申請書は、必要的記載事項が記載されており、受け付けるべきものであったから、審査請求人に対し、包括申請に係る本件各支配人の許可内容が全て同一となることを説明することはしなかった。

- (3) その後にした本件店舗の現地調査において、本件各支配人の労働の態様が異なることが確認されたため、処分庁は、審査請求人に対し、本件申請が包括申請の要件を満たしていないことを説明した。

- (4) したがって、処分庁が、本件申請が包括申請の要件を満たしていないことを理由として、本件不許可処分をしたことも、妥当である。

### 4 このほか、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において、本件不許可処分を覆すような新たな証拠及び事情は見受けられない。

### 5 よって、本件不許可処分は、妥当であり、違法又は不当なものとは認められない。

### 6 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は

理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和2年10月12日

口頭意見陳述の実施 : 令和3年11月24日

審理員意見書の提出 : 令和4年3月30日

(口頭意見陳述の実施から約4か月)

本件諮問 : 同年4月28日

(本件審査請求の受付から約1年6か月半)

- (2) そうすると、本件では、①口頭意見陳述の実施から審理員意見書の提出までに約4か月を要した結果、②本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年6か月半もの長期間を要している。しかし、上記①の手續に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審理員においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件不許可処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件各支配人は、本件店舗において支配人業務を行う者であり（断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書）、その作業内容は、朝食の準備（パン、ジュースの準備）、清掃業務（ベッドメイキングなどの室内の清掃、朝食の後片付け）、フロント業務（チェックイン時の対応）、電話の対応（予約の対応など）、その他（建物内外の維持管理、経理事務、周辺PRなど）とされている（最低賃金減額特例許可申請書添付書類（B店）の別紙（断続的労働許可申請書添付書類））から、本件各支配人は、解釈例規にいう「寄宿舍の賄人等」に含まれ、断続的労働に従事する者に該当すると考えられる。

したがって、本件申請が許可されるためには、本件各支配人が本件許可基準にいう「常態として作業が間欠的であるため労働時間中においても手待ち時間が多く実作業時間が少ない者」（上記第1の1の(3)）に該当することが必要である。

- (2) そこで、まず、本件各支配人が本件許可基準に該当するか否かについて

検討する。

ア 審査庁は、処分庁が、本件各支配人の実作業時間は本件各上申書に記載のとおりであり、本件各支配人の労働実態（実作業時間の合計）はそれぞれ8時間25分及び8時間10分であると認定した上で、本件申請に係る許可申請書によれば、本件各支配人の所定労働時間はそれぞれ10時間であり、本件各支配人の実作業時間が手待ち時間を大きく超過しているから、本件各支配人は本件許可基準に該当しないとして、本件不許可処分をしたことは、妥当であるとする（上記第2の2の(1)）。

イ しかし、本件各上申書によれば、本件各支配人は、所定労働時間はいずれも24時間であり、実作業時間の合計はそれぞれ505分（8時間25分）及び490分（8時間10分）であると申し立てている。この申立てによれば、本件各支配人の手待ち時間（＝所定労働時間－実作業時間の合計）は、いずれも実作業時間を超過しているから、本件各支配人は、本件許可基準中の「労働時間中においても手待ち時間が多く実作業時間が少ない」という要件は満たしていることになる（管轄庁作成の「断続的労働に従事する者に係る最低賃金の減額の特例許可申請復命書」によれば、本件担当の調査官である労働基準監督官も、本件各支配人は上記の要件は満たしていると判断している。）。審査庁は、上記アのとおり、実作業時間については、本件各支配人が申し立てている時間を採用しながら、所定労働時間については、本件各支配人が申し立てている時間（24時間）ではなく、審査請求人が申し立てている時間（10時間）を採用しているが、その理由について全く説明をしていない。

ウ 審査請求人は、本件各上申書に記載の実作業時間は以下のとおり本件店舗の性質等からして到底あり得ないものであるから、上記アの処分庁の認定には誤りがあると主張している（上記第1の3の(2)、反論書）。

#### (ア) 朝食の準備・片付け

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、業務は、二人の支配人（早番と遅番）がシフトを分けて分担することになっているところ、朝食の準備・片付け（6時30分から9時30分頃まで）は、早番の支配人の業務であり、その作業時間は、断続的に70分程度である（断続的労働許可申請書添付書類）。

朝食（7時から9時まで）は、パンやジュースを提供している（総合ガイド）が、支配人の業務は、それらが不足した場合の補充や使用済み

の食器を下げる程度である。本件店舗の客室は14室しかなく（本件店舗のホームページ）、その稼働率は1日当たり8.8室ないし8.03室である（本件店舗の稼働率一覧）から、本件各支配人がひっきりなしにパン等を補充しなければならないという事態は起こり得ない。したがって、朝食の準備・片付けに本件各支配人がそれぞれ90分及び60分も要することはない。

(イ) フロント業務

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、フロント業務は、早番の支配人が7時から16時頃まで、遅番の支配人が16時から23時まで行い、その作業時間は、早番の支配人が断続的に50分程度、遅番の支配人が断続的に150分程度である（断続的労働許可申請書添付書類）。

宿泊料は、前払が原則で、チェックイン時に受領し、鍵は、フロントに設置したキーボックスに顧客自らが返却する方式である（チェックアウト写真）から、特段のフロント業務はない。電話・メールでの予約受付の業務を含めても、本件店舗の客室数及び客室の稼働率からして、フロント業務に本件各支配人がそれぞれ140分及び110分も要することはない。

(ウ) 清掃業務

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、清掃業務は、二人の支配人が10時から13時頃まで行い、その作業時間は、いずれも断続的に120分程度である（断続的労働許可申請書添付書類）。

本件店舗の客室の広さは、いずれも約25平方メートルにすぎない（本件店舗のホームページ）から、汚れが激しい場合であっても、清掃に要する時間は、30分程度である。また、連泊の場合には、リネン等の交換省略による1,000円割引サービスを利用する顧客もいるため、実際に清掃をする客室数は、更に少なくなる。そして、ラウンジや外回りなどの客室外の清掃業務もあるが、ラウンジや外回りは、それほど広いものではない（外回り、ラウンジ写真）。したがって、清掃業務に本件各支配人が合計450分も要することはない。

(エ) 庭の手入れ

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば

ば、庭の手入れ（14時30分頃から15時30分頃まで）は、早番の支配人の業務であり、その作業時間は、断続的に30分程度である（断続的労働許可申請書添付書類）。

本件店舗の庭は、面積が192平方メートル程度であり（本件店舗の配置図）、庭の手入れは、雑草を抜いたり、水をやったりする程度で、毎日する必要はないから、庭の手入れに60分も要することはない。

(カ) 買い出し

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、買い出し（16時頃から16時30分頃まで）は、早番の支配人の業務であり、その作業時間は、29分程度である（断続的労働許可申請書添付書類）。

買い出しの対象は、パンやジュース、ポリ手袋、排水クリーナーなどの日用品であり、その品数は、非常に限定されている（総勘定元帳）。そして、これらの品物は、本件店舗から道路を横断した場所にある店（E店のグーグルマップ、ホームページ）で全て購入することができる。したがって、買い出しに45分も要することはない。

エ これに対し、審査庁は、審査請求人の主張は、本件各上申書に記載の実作業時間は本件店舗の性質等からして到底あり得ないとの一般論をいうものにすぎず、具体性を欠いているし、審査請求人は支配人によって労働時間に差が生じることを認めているとする（上記第2の2の(3)）。

しかし、審査請求人の主張は、上記ウのとおり具体的であるし、その引用に係る資料に照らして、直ちに不合理なものと判断することはできない。また、一件記録によれば、審査請求人は、本件各支配人の労働実態が審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルとは異なることを認めているにすぎず、審査請求人が本件各上申書に記載の本件各支配人の実作業時間を争っていることは明らかである。

そうすると、本件では、本件各支配人の実作業時間の実測がされていない（上記第1の2の(2)）から、本件各上申書に記載の実作業時間を根拠として本件各支配人の労働実態（実作業時間の合計）がいずれも8時間を超過しているとの処分庁の認定が相当であるというためには、上記ウの審査請求人の主張の当否について具体的に調査検討することが必要であるが、審査庁においてその調査検討がされた形跡は認められない。

オ 上記イからエまでで検討したところによれば、本件各支配人が本件許

可基準に該当しないとの処分庁の判断が妥当であるか否かについて、審査庁は、必要な調査検討を尽くしていない。

- (3) 次に、処分庁は、本件申請が「業務の種類及び労働の態様が複数の減額対象労働者の全てについて同一である場合」という包括申請の要件を満たしていないことも本件不許可処分の理由としている。以下、この点について検討する。

ア 特例許可事務マニュアルによれば、断続的労働に従事する者に係る許可申請については、複数の減額対象労働者を包括した許可申請（包括申請）をすることができるが、包括申請は、業務の種類及び労働の態様が複数の減額対象労働者の全てについて同一である場合に限るとされ、包括申請を受け付ける際は、申請者に対し、包括申請に係る複数の減額対象労働者の許可内容が全て同一となることを説明することとされている（上記第1の1の(4)）。

イ 審査庁は、処分庁が本件申請を受け付けた時点においては、本件各支配人の労働の態様が同一でないことを確認することができず、その後にした本件店舗の現地調査において、本件各支配人の労働の態様が異なることが確認されたとする（上記第2の3の(1)及び(3)）。

ウ しかし、本件申請に係る許可申請書には、「最低賃金減額特例許可申請書添付書類（B店）」及び「断続的労働許可申請書添付書類」が添付されているところ、前者の添付書類においては、「2名が早番遅番を交替で担当する」と記載され、後者の添付書類においても、「上記タイムテーブルのように支配人間で早番（朝食準備）と遅番（戸締り）にシフトを分けているケースが多い」と記載され、審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルとして、早番と遅番によるシフト及び業務の分担が図示されているから、本件各支配人の労働の態様が同一でないことは、本件申請を受け付けた時点において明らかであったということができる。

したがって、処分庁としては、本件申請を包括申請として受け付けることはできなかつたし、処分庁が本件申請を包括申請として受け付けていないことは、処分庁が、その受付に際し、審査請求人に対して本件各支配人の許可内容が全て同一となることを説明していない（上記第2の3の(2)）ことから明らかである。そうすると、処分庁は、本件申請を包括申請として受け付けていないにもかかわらず、本件申請が包括申請の要件を満た

していないとして本件不許可処分をしたことになるが、本件不許可処分がこのような経緯でされたものであるか否かについて、審査庁において調査検討がされた形跡は認められない。

エ なお、審査請求人は、他の店舗についても本件申請と同様の申請をしていることから、当審査会が、審査庁に対し、包括申請の要件を満たしていないことを理由として不許可とした事例の有無及び許可した事例については許可した理由を照会したところ、審査庁から、「包括申請の要件を満たしていないとして不許可とした事例はない。本件申請と同様の申請を許可した事例においては、申請書内容及び実地調査の結果、包括申請の要件に抵触する事由は特段見受けられなかったことから、許可したものである。」との回答があった（令和4年5月26日付けの審査庁の事務連絡）。

しかし、審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、上記ウのとおり、二人の支配人は早番と遅番にシフトを分けて業務を分担しているから、いずれの店舗においても二人の支配人の労働の様子は同一であるとは考えられない。そうすると、審査請求人の他の店舗については包括申請であることが問題とされたことがないにもかかわらず、本件店舗についてのみ包括申請であることが問題とされた理由が明らかではない。したがって、この点についても調査検討しなければ、本件申請が包括申請の要件を満たしていないことを理由として本件不許可処分をした処分庁の判断が妥当であるとはいえないが、審査庁においてその調査検討がされた形跡は認められない。

オ 上記ウ及びエで検討したところによれば、本件申請が包括申請の要件を満たしていないことを理由として本件不許可処分をした処分庁の判断が妥当であるか否かについても、審査庁は、必要な調査検討を尽くしていない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 原野村 口田 貴珠 公 優美美